

## 南北朝期の豊前国守護について

山口隼正

### 一はじめに

周知のように豊前国は、九州Ⅱ鎮西のうちで、関門海峡を挟んで本州に接していること、宇佐八幡宮が存在することに大きな特徴がある。宇佐宮は当國一宮・西國隨一大社で、全国の八幡宮の淵源でもある。勿論、その勢力は当國最大であった。従つて関係史料も多く、それらは『大分県史料』等で刊行され、これまでの中世豊前史研究も当宮関係のものが多い（その代表として、中野幡能氏の大著『八幡信仰史の研究』と、工藤敬一氏の諸論稿、とりわけ『九州庄園の研究』所収「中世宇佐宮領の構造と特質」とがある）。

反面、豊前国と、武家政権との関係を構造的にとらえた研究は少ないようである。当國が瀬戸内海に臨み本州に接していたことは、当然、諸権力・諸勢力が入り込む要因となる。当國は、中核は宇佐宮勢力圏だが、周辺部はいわば多元的支配であった。本所の異なる莊園が多いことと、鎌倉後期、北条氏勢力が深く入り込んだことにも、それがあらわれているよう。

南北朝期の豊前国守護については、年表類や、川添昭二氏による少弐氏の代官（九州史学二五）・所領（究所紀要一一）に関する研究に示されているが、刊行史料の量や史料操作の面で不十分なためか、その成果にはバラツキを感じる。特に動乱中期以降については。

### 二 建武政権

(A) 少弐貞経

さて元弘三（一三三三）年五月、九州における北条政権の牙城、鎮西探題＝北条英時が打倒された。この際、九州一円の武士が参加しており、豊前国人の指揮には、少弐貞経・大友貞宗とともに、宇都宮高房も関与している（文書）。ここで貞経・貞宗の立場は、鎌倉以来、少弐・大友兩氏の鎮西に対する特殊権限に基づくもので、高房の方は、宇都宮氏が豊前随一の東国系御家人として、一般御家人とは違つた、何らか当国内において軍事指揮をなし得る潜在的勢力に成長していったからであろう。当時の当國は、守護が打倒るべき北条氏一族の糸田貞義であるから、この際、守護以外の者が指揮するのは当然ともいえよう。

翌建武元年七月、北条氏残党、規矩高政・糸田貞義の反乱が起こる。彼らは、北条政権滅亡期までそれぞれ肥後・豊前の守護で、実は、いづれも豊前国北部を本拠としていた（規矩郡、糸田莊）。ために、戦場も当國北部になる（大日本史料六編）。この鎮定には、少弐貞経の指揮下に北九州諸国の武士が参加しており、とりわけ当國武士に対して貞経は、「出京」中のものは急いで「下国」（帰国）するよう、施行状を出した程である（文書）。建武政権下、貞経は既にこのころ当國守護に任せられていたとみてよからう。なおこの反乱に際して、当國吉田氏（武藤氏支流、本領規矩

郡吉田村) のように一族分裂した例もみえる。即ち惣領頼村の方は規矩高政に与同したのに対し、舍弟頼景は貞経の下に「官軍」方に立つて行動している。ために、重代本領吉田村は闕所化され(建武二年閏十月日<sup>(注2)</sup>)、足利將軍家領となり、やがて肥前松浦党等に宛行われる(後述)。当國の北端規矩郡の地において、守護北条氏と吉田氏とが深い絆で結ばれていたことが窺われる。

一方元弘三年六月、宇佐宮に対して「向後者、被止本所号、可為聖断、將又牢籠物神領悉所被返付也」<sup>(到津文書一七号5)</sup>と、官社解放令が出された。当宮にとって、一応、中央権門(本家近衛家)の支配から離れ、自らの在地勢力を推進させる大きな要因ができた。肥後国一宮阿蘇社の場合と同様といえよう。

以上、建武政権成立期、当國政治史において特徴的な事項をあげてみたが、この間の軍事指揮を通じて、少弐貞経は当國守護に補任される。少弐氏が久し振りに豊前国守護職に還補されたことを意味し、爾後、動乱中期まで少弐氏は当職を続ける。

#### (B) 少弐頼尚

少弐氏の守護職は、曾て「筑前国」の項<sup>(九五)</sup>で指摘したが、建武元年八月<sup>(1)</sup>十一月、貞経から子息頼尚にうつる。貞経は、翌々建武三年二月初めに譲状を作成し<sup>(筑前古文書追加)</sup>、同月末に大宰府有智山城で自殺している。

ともかく建武二年になると、豊前国守護として頼尚の行動が明らかとなる。ここで、建武政権期、頼尚が直接に授受した当國関係文書を編年順にみよう。

① 建武二年二月十一日 「頼尚」書下(北条氏残党越後左近将監・上野四郎等誅伐、長門国府佐加利山城合戦に関する軍忠状を請取るにつき、「注進」する旨) → 田口孫三郎<sup>(信達)</sup>(文書)

勿論、「注進」先は中央建武政権だろう。

②③ 建武二年一月廿九日 「大宰少弐」施行状案(去年十一月廿五日綸旨「同十二月十一日御牒」<sup>(大友家文書一五)</sup>に任せて、豊前国御沓村地頭<sup>(宇佐郡)</sup>を<sup>(北条)</sup>職<sup>(家法)</sup>を<sup>(跡)</sup>狹間正供に「沙汰付」<sup>(信勝)</sup> II 遵行。「如法寺六郎相共」「深見新五郎相共」) → 深見新五郎、如法寺六郎<sup>(同一号)</sup> この両使は、遵行完了した旨、四月初めにそれぞれ請文を提出してくる(同5)。

④ 建武二年四月十七日 「大宰少弐」施行状写(去年十一月廿六日綸旨<sup>(阿蘇文書一八号)</sup>「同十二月廿一日御牒」<sup>(同八)</sup>に任せて、豊前国萱津又三郎跡五分一宛を肥後国横山通利ら五名に遵行。「山田左衛門・三郎相共」) ↓「守護代」<sup>(同下)</sup>

⑤ 建武二年六月十日 「大宰少弐」施行状(去年十一月廿五日綸旨に任せて、豊前国白桑紀平四郎入道跡を肥前国深江安富永泰代妙寂に遵行。「守護代相共」) → 別府孫太郎<sup>(深江文書四六号)</sup>

頼尚は、このように当國守護として軍事指揮(①)・遵行(②~⑤)に関与していた。ただ当時の「守護代」が誰なのか、具体的にはわからぬ。また、この守護少弐氏と当國国衙との関係も明らかにできない。

### 三 少弐頼尚

#### (A) 頼尚の授受文書と権限

建武二(一一三三五)年十一月、足利尊氏が建武政権に離叛の意を明らかにして、いわゆる南北朝時代に入る。

実は、その後も、当國守護は少弐頼尚である。先ず、彼の直接授受した当國関係文書を列べよう(前章に統いて、通し番号を頭に付す)。

⑥ 建武三年一月十四日 「大宰少弐」書下(菊池武敏ら「立帰菊池本宅」<sup>(頼尚)</sup>で再起するにつき、その誅伐のため「可被馳參宰府」) → 田口孫三郎<sup>(信達)</sup>(田口)<sup>(文書)</sup>

- 書に任せて、豊前国得永地頭職を長門国串崎若宮大宮司惟定に遵行。「弓削田六郎入道相共」（曰土新三郎相共）→白土新三郎（保坂潤  
鑑手）、弓削田六郎入道（萬代龟四郎）
- (9) 建武三年九月日 豊前国田口信連代子息重連軍忠状（八月末、賀茂河原合戦等に「守護御共」に参加）に対する「大宰少式」証判（文書）施行状（今月三日御教書）の旨
- (10) 建武五年二月十六日 「大宰少式」施行状（今月三日御教書）の旨を存じて、北畠頼家以下を誅伐すべし）→薬丸兵衛五郎（薬丸文書）
- (11) 暦応三年三月十四日 幕府引付方頭人高重茂奉書（宇佐宮神官宇貞申豈前国封戸郷日足村新開門田七段以下事）につき、論人熊井信直らを「可被催進」き旨→「大宰少式」（小山田文書）
- (12) 暦応四年閏四月十一日 「頬尚」書下（一宮神領豊前国封戸郷石丸名田等に対して熊井信直「刈麦狼藉」につき、検見・鎮定と「可上府之旨、相触信直」）→「守護代」（七号）
- この(12)文書に対応して、「宇佐郡諸蒙古文書」（宇佐正樹氏所蔵文書）に同月廿七日付「左近將監資経」請文がのこる（未刊文書。文中に「任今月十一日御奉書」とあり、「狼藉人等退散」「信直上府事相触候之処、不及散状」等とみえる）。その上包にも「守護代資経請文」と記されるらしく、一応、この資経が当時の守護代といえよう（後に詳述）。
- (13) 暦応四年五月廿九日 足利直義御判御教書（豊前国天目寺料所として、当国闕所内得分參百貫を注申すべし）→「太宰少式」（興國寺）幕府側は、天目寺を当国安国寺に指定、その料所寄進のために、ここに闕所地注進命令を出した。頬尚はこれに応じたらしく、翌康永元年十一月一日、尊氏は当国赤坂別府田地捌町等地頭職を同寺に寄進している（同）。
- (14) 暦応五年一月五日 将軍家執事高師直奉書案（注文）に任せて、宇佐宮に神馬を「引進」すべし→「大宰少式」（文書）前代鎌倉幕府と同様、早くも室町幕府がこの神馬進宮命令を通じて守護・少式氏一宇佐宮支配を試みた、一端が窺える（但し、これに對
- (15) 康永三年七月廿一日 将軍家執事高師直奉書写（建武三年二月四日御下文）（足利親王）に任せて、豊前国山国郷安於曾木地頭職を小代重氏に遵行）→「太宰少式」（追加一号）
- (16) 康永三年十一月二日 「太宰少式」施行状（右(15)文書の下達。「任御下文并御施行之旨、守護代相共」）→野仲郷司（小代文書）
- (17) 貞和二年十一月八日 幕府内談方頭人上杉重能奉書案（宇佐弥勒寺領豊前国金国保領家職を雜掌行昌に遵行。「上野弘次郎押領」の由）→「太宰少式」（八幡善法寺文書）（一所收）
- これと一連の文書、翌貞和三年五月 金国保雜掌行昌重申状案（同四号）に「以當保得丸名地頭曾祢弥四郎種勝跡、為同國上野地頭弥次郎輔世、号闕所称被充略中當名領家方田畠屋敷等就押領、依訴申、任雜掌所帶下知状可沙汰付。由去年貞和十一年月雖被成下御奉書於守護大宰小式方、依無遵行実、弥及濫妨狼藉」等とあって、當時、現地でも少式頬尚を当国守護とみていた。
- (18) 貞和三年八月十八日 幕府内談方頭人上杉重能奉書案（右(17)文書と同旨。「先度被仰下之処、不事行」「使節猶緩怠者、可有其科」）→「太宰少式」（五号）
- (19) 貞和七年一月廿八日 「散位」奉書（去正月十八日御寄進状）（足利直義の旨に任せて、豊前国赤莊を筑前国一宮住吉社神主政忠に遵行）→「太宰筑後守」（住吉文書）
- (20) 観応三年正月廿九日 「筑後守」施行状（御教書）（足利直冬御の旨に任せて、宮永右衛門次郎らの濫妨を退け、神領豊前国恒富名を八幡宇佐宮擬大宮司重經に遵行。「守護代相共」）→宇佐宮兼番長太夫（永弘文書）
- 前代鎌倉幕府と同様、早くも室町幕府がこの神馬進宮命令を通じて守護・少式氏一宇佐宮支配を試みた、一端が窺える（但し、これに對
- 応する、頬尚送文や社家側請取状は見当たらぬ）。

㉗ 正平八年七月廿三日「筑後守」書下（今月、当国香志田城夜討・時）

枝後攻等忠勤の承認と「可令注進」↓高並彦八（高並文書）  
(書三号)

（永弘文書一・二・三号参照）

そこで、これら⑥～㉙文書を「表1」のように分類してみた。

頼尚は、このように当国守護として諸権限に閑与したが、この

㉘ 正平九年十二月廿日「筑後守」書下（宇佐郡葛原郷持岡名嵐垣畠地參段事、号兵糧料所致違乱之由）につき「早令參府、可被明申」↓安永孫太郎（奥文書）  
(七号)

〔表1〕

〔表1〕  
〔同〕

㉙ 正平十二年八月十七日「頼尚」施行状（去月廿五日御教書）  
(辛島文書)  
〔征西將軍富令金佐郡〕  
〔旨なに任せて、「押妨人」上毛忠本を退け、豊前国辛嶋・葛原郷内宗朗跡田畠屋敷山野等を八幡宇佐宮神官並居に遵行。「深見（盛昌）左衛門藏人相共」↓「守護代」  
(辛島文書)  
〔書八号〕

この㉙文書を下達した同月十九日「頼景」遵行状（同九号）がのこり（文中に「去月廿五日御教書、今月十七日御施行如此」云々）、この時点で守護代・頼景といえる（後述）。

㉚ 正平十二年十二月十七日「筑後守」施行状（内容上、右㉙文書と一連のもの。「去月六日重御教書」に任せて、「守護代相共」↓深見左衛門藏人（同号）  
(大分県史料八号)

年号の明確なものは、以上の通りである。建武三（一二三六）→正平十二（五七）年と二十年余に亘り、連続している。使用年号からみて、この間、頼尚の政治的去就はかなり変化している。  
さらに若干、無年号や破損文書がのくる。

㉛ （觀応元年）五月十五日「頼尚」書状（軍勢催促。「為良氏・良遠以下凶徒對治」→香志田藤五入道）  
(妙円久重  
〔永弘文書三二七号〕  
〔大分県史料三号〕)

㉜ （正平十年？）十月五日「頼尚」書状（感状。去月十一日合戦での忠節。「其子細可注進」）↓？  
(大分県史料五号)  
〔辛佐郡〕  
(宇佐郡)

㉖ 六月十三日「筑後守頼尚」書状（宝光明寺門前河流殺生禁断につき「今年三月卅日御教書加一見候訖」↓宝光明寺長老（大宰寺文書）  
(卷七号)

㉗ □□□年四月廿三日「頼尚」書下写（豊前國恒富名につき、「野中郷司違乱」の停止と、□□□「大宮司重經への遵行」↓「守護代」  
(八幡宇佐宮文書)

| 〔授〕         |        |        |        |       |        | 〔受〕   |  |                                      |       |      |             |                  | 計 |  |
|-------------|--------|--------|--------|-------|--------|---|--|--------------------------------------|-------|------|-------------|------------------|---|--|
| 書<br>狀      | 書 下    |        |        | 施 行 状 |        |   | 召<br>文   | 遵<br>行                               | 關所地注進 | 神馬進宮 |             |                  |   |  |
|             | 禁<br>制 | 感<br>狀 | 問<br>斷 | 軍勢催促  | 遵<br>行 | 〔7〕<br>〔8〕<br>〔9〕<br>〔10〕<br>〔11〕<br>〔12〕<br>〔13〕<br>〔14〕 | 〔15〕<br>〔16〕<br>〔17〕<br>〔18〕<br>〔19〕<br>〔20〕<br>〔21〕<br>〔22〕<br>〔23〕 | 〔24〕<br>〔25〕<br>〔26〕<br>〔27〕<br>〔28〕 | 〔29〕  |      |             |                  |   |  |
| 証<br>判<br>⑨ |        |        |        |       |        | 〔23〕<br>〔12〕<br>〔22〕<br>〔6〕                               |  |                                      |       |      | 1<br>1<br>9 | 1<br>1<br>1<br>3 |   |  |
| 1           | 1      | 1      | 1      | 1     | 1      | 1<br>1<br>1   | 1  | 1<br>1<br>1                          | 1     | 1    | 1<br>1<br>1 | 1<br>1<br>3      | 計 |  |

に在住していた。豊前に對する軍事指揮關係文書は、右の頼尚の場合もそうだが、実は南・北などの系統の權力によるものであれ、非常に少ない。他の諸国に比べて、當国に有力な勢力、特に反武家勢力が少ないとても、豈らう。豊前が大きな戰場となることも少ない。そして、このことは却て、頼尚が當国内で關所地を生み出せない要因となり、彼の所領處分文書が見当たらないことにもつながる。當國に對する頼尚のよう、新

じたように〔6〕〔12〕〔23〕、筑前國守護でもあって、自らは大宰府付近

来系のためにそこで私領が乏しい権力者にとっては、闕所地の出現は極めて重要である。

なお当国支配について、この守護頼尚と鎮西管領一色氏との関係は見出せない。曾てみた頼尚の管領、筑前・肥後の場合と同様である。また鎮西管領としても、豊前に對して殆ど干渉できなかつた。実は、当國中部、豊前国衙の近辺には、鎮西管領一色氏にとって唯一の明確な直轄地、「鎮西料所」(津津郡)天雨田荘が存在する(庄安重氏)。日本歴史三二四にもかかわらず、管領一色氏の当國に對する権限行使の証拠は、極めて少ない。所領処分の面にしろ、軍事指揮關係にしろ。

#### (B) 当國經營の基盤

先づ物的基盤。豊前における頼尚の所領は、既に川添昭二氏が抽出されたように黒田荘のみで、しかも建武政權成立後に頼尚に給与されたものと考えられる。先述のように、頼尚による所領処分關係文書もない。そして黒田荘も、觀応擾乱の際、頼尚が直冬方に立つたため、将军家によって没収されている(大友文書)。

このように豊前において頼尚の所領が狹少なのは、当国内に、少式宗家にとって前代鎌倉期から相伝された所領が全くないこと、何しろ古くから宇佐宮領が存在すること、また早く將軍家領が設定されることによろう。当國一宮宇佐宮は、鎌倉末期には神領興行法などを必要としながらも、やはり鎮西隨一の大社として多大な所領を有し、特にその中核たる封郷「境内十郷」は、当宮の位置する南部地域に分布する(工藤貢)。一方、足利將軍家の所領は、最北端の門司閥(比志馬文書四)をはじめ、当國の北部地域に設定された(河崎莊住吉神社文書)、(吉田村入江文書)、(仲津郡稻同名和布刈神社文書)など。北条政權滅亡の直後、恐らく守護家少式氏に先んじて。そして尊氏は、これらを、建武元年、門司閥内田畠を京都松尾社に寄進した(松尾神社文書)のをはじめ、建武三年、筑前多々良浜合戦で勝利をおさめて上京の途次、北九州（筑前国一宮住

吉社、甲宗八幡宮、和布刈神社）や対岸長門（串崎若宮大宮司）の有力諸社（実はいざれも航海の守護神）に寄進したり、海上勢力たる肥前松浦党に宛行つたりしている。豊前中北部地域は、国衙の所在地で（京都郡）、門司閥など交通上の要地、それに何しろ九州の最北端、本州に接する位置にあることから、古くは屯倉が（平野邦雄「豊前の条里」と國府九州）、鎌倉末には北条氏所領が集中したように、中央系外来勢力との關係が深いところであった。実は、鎮西管領所天雨田荘もこの地域にある。少式氏にとり、所領面で割り込む余裕はなかつた。

つぎに人的基盤である。守護代として、先掲⑫文書のところで触れた「左近将監資経」と、⑭文書の時点でみえる「頤景」がいる。「左近将監資経」の方は、動向を「筑紫古文書」(追加 内閣文庫所蔵)で逐え、実は守護頼尚の舍弟といえよう。資経は、建武三（一二三六）年二月、父貞経から譲状を得、翌四年から官途「左近将監」を帯し、やがて觀応二（五一）年には出家し、法名「宗祥」と称す。動乱初期以来、兄頼尚の指揮下に、幕府方として行動していた。軍事面でそうだが、また⑭文書のところでもみえるように、当國「守護代」として検断に関する請文を提出した。頼尚の方は本拠筑前に常住し、豊前国支配はこの守護代・舍弟資経に委ねていたのかもしれない。

ところが、觀応擾乱期に入ると、頼尚は直冬方、資経は幕府方といいうように、当國守護家少式氏は兄弟同士で分裂した。分裂後、頼尚の当國守護代として行動するのが、実は「顯景」である。これらの点、後述しよう。

それはともかく、從來、資経が豊前国守護代であった事実は指摘されていない。

#### (C) 觀応擾乱と守護職

幕府中央政局における二頭政治対立の影響は、直義の猶子直冬の西下で、九州にもたらされる。貞和五（一三四九）年の直冬、また前年の

征西將軍宮懷良親王の肥後菊池入りで、当地方の政治的関係は三者鼎立となり、この状況は、観応三(五二)年十一月の直冬、さらに文和四(五五)年十月の鎮西管領一色氏の九州退却のころまで続く。

既に肥後(史料編纂六)・筑前の項で指摘したように、少弐頼尚は、初めは決して直冬方ではなかつたが、ついに観応元年十月の段階では將軍尊氏から直冬(リ反幕府)方とみられている(阿蘇家文書下)。当國豊前に關してもそろいえる。即ち頼尚は、観応元年五月には、新田伊達小次郎・如法寺円康・土岐藏人太郎(成恒文書)など當國宮方勢力誅伐のために努めているが、翌年に入ると、直冬方となり、自ら豊前国に発向している(多深家文書六一八号、宇佐郡カ五八号)。

そこで、隣国豊後守護家大友氏は「為直冬誅伐」に當國国人を組織(同人)同年十二月、豊前国糸口原合戦などが起つた(都御文書二)。そして、同じ觀応二年の十一月、頼尚の所領は闕所化されて(豊前国黒田庄跡)など、大友氏泰(ときの豊後守護)に宛行われた(大友文書)。曾て「筑前國」の項でも述べたが、このころ頼尚の筑前・豊前両国守護職も解任されたものとみてよからう。そして、代わって豊前守護には大友氏泰がなつたと考えられる(後述)。

このように頼尚はとうとう直冬方となつたが、彼の弟、豊前守護代資経の方は、從来と同様、あくまで幕府方に立つて行動したらしく、この観応二年、將軍家から勲功賞宛行下文や感状を得てゐる(筑紫古文)。ここに當國守護家少弐氏は、正員一代官、兄弟同士で分裂した。以後、資経の動向はみえない。

(D) 直冬方の宮方守護としての頼尚と、代官西郷頼景

頼尚は、こうして幕府方からは豊前守護職を解任されたはずだが、先掲授受文書のように、その後も當國に対しても守護的立場を継続している。即ち⑯(21)文書は直冬方として、⑰文書以降は宮方としての、當國守護であつた。

⑯文書は直冬方引付頭人が頼尚を豊前國守護とみて發したもの、⑰⑱

は直冬御教書を頼尚が施行したものだが、この三通はとにかく「沙汰付」Ⅱ遵行命令である。

さて⑲文書(正平八二一三五三)は既に直冬の九州退去(五二)後のもので、また⑳文書は鎮西管領一色氏も九州退却(文和四二五五)後のこと、九州ではいよいよ征西府を核とした宮方勢力の隆盛期となつてく。㉑文書以降は、使用年号「正平」に象徴されるように、頼尚も宮方に立つてのことと、㉒㉓文書は特に征西府(懷良親王)令旨を施行したものである。この段階、少弐頼尚は、征西府を頂点とした宮方豊前守護であった。

そしてこの時期の當國守護代が、㉔文書のところで示されたように、「顯景」である。顯景の姓は、從来、明らかでなかつたが、先年刊行の『唐招提寺史料』に収録された、八幡善法寺文書(一四)正平廿二年九月日、宇佐弥勒寺所司等重陳状案に「守護頼尚」「守護代西郷兵庫允頼景」等と明記されるよう、西郷氏である。

顯景は、康永四(一三四五)年、対馬に對する書下(船木に関する糺止など)と、貞和三年、肥後一宮阿蘇大宮司惟時との一味同心の約束(阿蘇家文書上)など、既に一二〇〇年代半ば、頼尚管領国に對して公的行動がみえる。當國豊前については、続いて阿蘇家文書(上)正平三(一三四八)年九月日、惠良惟澄軍忠状に「其後頼尚代饗庭右衛門藏人・西郷兵庫允率筑前・豊前以下國々軍勢、馳越砥用之間、致合戦」とあり(饗庭宣尚は當時の筑前守護代)、また觀応元(五〇)年九月には豊前国人に軍勢催促状を發している(文書)ように、軍事指揮に當たつた顯景がみえる。頼尚の豊前支配において初めは、守護代資経に、特に軍事指揮面は顯景と、恐らく兩人ともに同時に代官として勤めたが、頼尚が直冬方になつてからは、資経が幕府方としての立場を堅持して離れたため、代官も分裂、顯景のみ残つたといえよう。直冬の九州退去後、五〇年代半ばになると顯景は、前掲㉔文書で触れたように、征西府(懷良親王)の下で宮方「守護代」として遵行面に關与している(辛島文書九号、弘文館文書一三七三号)。また香田

河郡  
春社神用米を催促している（太宰管内志田川郡上）。

さて守護頼尚にしろ、代官頼景にしろ、豊前との関係は正平十二（一三五七）年までしかみえない（延文四年五月には反宮方としてみえ（文書）、同年八月には筑後大保四（延文四）年五月には反宮方としてみえ（文書）、同年八月には筑後大保原合戦で菊池武光らと戦っている。このころ彼の幕府方筑前守護としての立場も確かに（筑前國の頃參照）、同じ延文四年十一月日 八幡宇佐宮神官等申状案にも「筑前國守護筑後前司頼尚」と明記されている（益永文書）。つまり頼尚は、この間、豊前守護をやめ、幕府方に復帰するとともに、本拠筑前の守護に還補された。

豊前守護代頼景の方は、右の正平十二年以後、その足跡は逐えない。ところで豊前守護頼尚・代官頼景の在任期、当然、彼らは「沙汰付」II遵行担当者でありながら、実は両人自体、当国内において「押妨」行為がみられる。宇佐弥勒寺領大野井荘に対して、当荘は、豊前中部の国衙近辺、京都郡に位置するが、鎌倉末期の正安二（一三〇〇）年、弥勒寺側から石清水八幡宮善法寺に長日行法供料所として寄進された（以後、当荘を、中央側II吉野朝・善法寺は「善法寺領」、地方側II征西府・弥勒寺では「弥勒寺領」と呼んでいる）。ここにおいて、將に動乱中期正平十一（一三五六）年十月二日 後村上天皇綸旨案（八幡宮善法寺領豊前國大野井荘、西郷兵庫允押妨事）につき、下地を寺家雜掌に「沙汰居」うべしが征西府側に宛てられた（八幡宮善法寺文書）。また同廿一年九月日 宇佐弥勒寺所司等重陳状案には「大野井荘者頼景違乱之」「貞和年中、守護頼尚押妨之、剩頼景從人等及殺害神官社僧之間、神輿御動坐、仍頼尚避状明白也、隨而國司下向、寺社領悉被返付宮司訖」（同などとあり、ここに、彼らの「押妨」「殺害神官社僧」、これに対する宇佐側の「神輿御動坐」なる手段がみられる。彼ら守護少弐氏勢力の弥勒寺所領への押妨行為は、當國における経済的基盤の脆弱性を補うべくつた、必然的な行動といえよう。この状況は、頼尚の子息でやがて當國守護になつた、頼澄の段階にももちこされてしまつ（後述）。

こうして頼尚は、現地弥勒寺側からの要請もあって、征西府によつて豊前守護職を解任されたのである。右の弥勒寺所司等陳状にみえるように、當國に對して「國司下向」という事態が起つた。

#### (E) 「國司」五条良遠の下向

これに對応する記事が出光佐三氏所蔵文書乾正平十三（一三五八）年十一月十六日 別当神音等連署証状に「將軍宮御腰鉤腰鎖小金作」とあって、「國司」とは良遠のことである。その官途は「左馬權頭」わかる（肥前光津寺文書正平十三年十一月廿二日「良遠」書状と益永文書「左馬權頭」と）。この良遠は、征西將軍宮懷良親王に隨從して九州入りした五條頼元（令旨の奉者「勘解由次官」）の子息で、良氏の弟。頼元・良氏とともに九州下向したのであろう。

良遠が「國司」として豊前に「下向」した時期は、永弘文書（一三五十一月廿二日 香志田内重（？）事書案にも「一、正平十三年國司下向之時」とみえる。守護頼尚の當國に對する行動も、將にこの前年、十二年十二月を最後にみえなくなつておらず、時期的に符合する。右の別当神音等連署証状の時期、即ち十三年十一月には、この証状の文言からして、既に良遠は當國に「下向」していたものと考えられる。征西府は、ここに守護頼尚を排除して、代わりに國司良遠を豊前に派遣した。

このような形の國司派遣の例は、一般にはみえず、注目できよう。ただ良遠の官途は、豊前「國司」に就任中も、自他ともに「左馬權頭」であった。豊前守は、決して中央朝廷へ南朝によるものではなく、征西府によるものである。當時、動乱期とはいゝ、正式な國司補任は、あくまで中央朝廷（南朝・北朝を問わざる）による県召除目などでなされており（大日本史料六編卷一「當國國司ならず」による）、「守護頼尚押妨之」中隨而國司下向、寺社領悉被返付宮司訖」等と案に「守護頼尚押妨之」等と

みえるように、守護頼尚らの押妨する、弥勒寺領など当国内寺社領を返付することであった。また良遠は、征西府機構に入り、豊前国司に補任された同じ年の正平十三年十一月、当国宇佐宮領関係の遵行、このための征西將軍宮令旨（豊前國津隈<sub>京都郡</sub>弁分次郎丸等の八幡宇佐宮惣檢校益永内輔への「沙汰付」）の奉者「左馬權頭」としてみえる（益永文）。良遠は、一族とともに懷良親王の腹心だが、豊前支配の基盤は人的・經濟的両面ともになかった。

#### 四 宇都宮守綱、大友氏泰・氏時

さて、少式頼尚が直冬方<sub>ノ</sub>宮方守護となつてから、当国には、別に幕府方守護もみえる。

##### (A) 宇都宮守綱

先ず、その徵証として

○文和三（一三五四）年十二月廿日 足利義詮御判御教書（豊前國<sub>京都郡</sub>刈田

莊地頭職の田原正曇<sub>（貞惠）</sub>への遵行）→「宇都宮常陸前司」（川瀬文<sub>（元）</sub>書六号）

がのこり、幕府側は、この名充人宇都宮守綱を當時の豊前國守護と考えている。この守綱は、頼房の子息、先にみたように北条政権滅亡期までは「高房」と称していたが（一弘三年五月田口）、建武政権成立に際して「冬綱」と改名し（建武元年十月院文書<sub>（元）</sub>）、正平四年十月<sub>（一三〇〇年）</sub>阿蘇家文書上<sub>（元）</sub>、さらに観応期以後、この文和三年の九月には「守綱」とみえる（宇都宮文<sub>（元）</sub>書六号）。通字等を頭に浮かべれば、政治情勢との関連も想像できよう（以下の叙述は、便宜上、全て「守綱」で通す）。

抑も宇都宮氏は、当国随一の東国系御家人として、求菩提山の谷あい仲津郡城井郷に「本屋敷」をおく（佐田文書<sub>（元）</sub>六六号）など、主に豊前中部に所領を有し、国内に一族繁衍していた（唐良公「豊前國における東国御家人字」、九州史学<sub>（元）</sub>四参照）。鎌倉後期、守綱の祖父通房は鎮西談議所頭人とか筑後國守護に、また彼自身も「宇佐宮・弥勒寺造當関東御代官」となった（益永文書<sub>（元）</sub>二二六号）。そして先述のよ

うに、北条政権打倒の際、彼は豊前国人に対して一種の軍事指揮権を有していた。このような事情によつてか、宇都宮氏を鎌倉期以来の「豊前國守護」とみる伝承や、そうみせかけるための偽文書群が作成されている（『纂上部志』<sub>（元）</sub>所収宇都宮文書<sub>（元）</sub>六六号）。

そして守綱は、建武政権の成立に際して筑後國守護に補任され、兩朝

分裂後も北朝・幕府方の同國守護として続く（筑後國<sub>（元）</sub>の項）。彼の去就は、觀応期に入ると、直冬との関係で聊か微妙なところもあるが（修学院文<sub>（元）</sub>書九号）、観応二（一三五二）年十月、その所領が直冬によつて闕所化されているから（二階堂<sub>（元）</sub>、間もなく將軍方<sub>ノ</sub>反直冬方になつたとみられる）。

さらに彼は、將軍尊氏から、文和三（五四）年八月、感状を得（佐田文書<sub>（元）</sub>四号）、翌九月には、勲功賞として豊前國延勝寺今富莊・同國中元寺等を宛行された（宇都宮文<sub>（元）</sub>書八号）。そして初めに掲げたように、守綱が豊前國守護としてみえるのも、実はこの文和三年末である。彼が当國守護職に補任されたのは、これらを前提条件としたもので、將軍家による一種の勲功賞宛行といえ、補任時期も、右にみえる豊前國內所領を得た同年九月ころであろう。またこのころ「宇都宮常陸前司守綱扶持人薬丸三郎左衛門尉」などとみえ（益永文書<sub>（元）</sub>四号）、彼の本拠に近い豊前中部の国人薬丸氏（上毛郡唐原薬丸<sub>（元）</sub>の守綱領主の出で、宇都宮<sub>（元）</sub>）を被官化している。

ただこの時期に、発給文書など、守綱が自ら豊前國に対し権限を発動したことを示す史料はのこらない。また彼は、当國守護就任の翌年のこと、文和四年末には「九州宮方蜂起」に「同心」しているよう（薩摩日記雜編<sub>（元）</sub>九）、その行動は不安定である。

##### (B) 大友氏泰・氏時

さて

○貞治二年九月十二日 足利義詮御判御教書（「筑後國守護職事、為豈前國替、所補任也」）→「大友刑部少輔」（大友文書<sub>（元）</sub>三三号）

があつて、とにかくこの貞治二年以前に一旦、將軍家が大友氏時を豊前

国守護に補任していたことが示される。

氏時が当国守護であった期間を考えるに、先ず五月廿六日・氏時宛の足利尊氏御内書案に「相模國大友庄等國々所領并恩賞地及豊前・豊後両國守護職。以下事、任舍兄大友藏人<sup>(氏泰)</sup>式部入道貞和四年八月十八日・觀応三年五月廿日両通讓状、可被知行也」とみえる(大友家文書案編年大友史料七二三六号)。この「両通讓状」のうち前者、即ち貞和四年八月の段階では幕府方当国守護は明らかに少弐頼尚であるから、氏時の在任期間は、後の讓状、即ち觀応三年(一三五二)年五月(このころ頼尚は直冬方、前掲<sup>(2)</sup>文書)から、右の義詮御教書の貞治一(六三)年九月の間だといえよう。そして、先述のように文和三(五四)年後期に宇都宮守綱が当国守護であつたことを考慮すれば、氏時の在任時期は、これ以前、即ち觀応三年五月、文和三年前半の二年間位だったのではないか。

そして、右の觀応三年五月廿日の「讓状」以前は、勿論、舍兄氏泰が当国守護であった筈。先述のように、觀応二年十一月ころ少弐頼尚が当職を解任されていることを加えれば、氏泰の在任時期は觀応二年十一月<sup>1</sup>翌三年五月となろう。極めて短い期間である。

氏泰・氏時の豊前守護職在任期間について、聊か込み入った考証になってしまった。彼らが当職に補任されたのは、大友氏が、隣国豊後守護家であること、幕府からみれば九州三守護家のうちで最も穩健だったことに由ろう。

氏泰・氏時は、觀応期に得た「黒田庄同人」<sup>(京都郡少弐頼尚跡)</sup>や山鹿西郷<sup>(同二卷)</sup>など、豊前国内に所領を有した。また当国内には、大友氏庶流<sup>(大友道性、狭間氏、田原氏、田口氏)</sup>およびその所領も存した。彼らは、動乱期に入つてもなお、自らを「大友一族」と称して、「物領大友式部丞氏泰」などと仰ぎ<sup>(大友文書一五卷)</sup>、豊後国以外の所領についても「惣領」たる豊後守護から安堵されている(入江文書一五号)。これらが、大友宗家の隣国豊前支配にとって有利な条件となろう。

さて、氏泰発給の当国関係文書はのこらないが、氏時のものとして、

○文和二年正月十六日 「刑部大輔源朝臣」 寄進状 (豊前國志生木田拾

伍町<sup>(湖町彦三)</sup>。「為天下安全、將軍家御繁榮」→豊前國上野玉覺禪寺<sup>(田河郡)</sup>網朽

元友氏時

○文和二年正月十六日 「刑部大輔源朝臣」 寄進状 (規矩郡志生木田拾

伍町<sup>(湖町彦三)</sup>。「為天下安全、將軍家御繁榮」→豊前國上野玉覺禪寺<sup>(田河郡)</sup>網朽

○文和三年五月廿日 「刑部大輔」 預ヶ状 (豊前國規矩郡内朽網村壱方<sup>(規矩郡)</sup>)  
出羽千寿<sup>(宗房)</sup> (賀文書)

郎迹

次

書文

がある。この二通とも、先に考証した氏時の豊前守護期間に対応しており、闕所地処分である。氏泰・氏時が当国内で私的に関与した所領は、以上のようにいずれも中北部諸郡(京都、規矩)に存し、寧ろ本国豊後に接した南部宇佐郡等にはみえない。宇佐宮の存在に由るが、この辺に、大友氏の隣国豊前支配にとつてなお地域的限界も感じられる。

ところで大友氏は、この南北朝中期、幕府側から、当国豊前およびその「替」たる筑後、また肥後国など、本拠豊後以外の諸国守護職に起用されている。このことは、幕府にとって、領国制を展開しつつあつた「九州三人衆」(少弐、大友、島津)のうちで大友氏が最も穩健だと映つたからで、ここに在來の九州守護家を政治的に懷柔させる意義がある。動乱期を通じて九州諸国の守護職は転變するが(特に觀応擾亂期と今川了俊探題期)、唯一、大友氏・豊後國のみは全く改易されていない。

文和三(一三五四)年、豊前守護職が、大友氏時から宇都宮守綱につつた事情はわからない。大友・宇都宮兩氏の当職在任期間は極めて短かった。この一三五〇年代中葉から、何しろ九州は宮方隆盛期に入つてゐる。幕府側が氏時を「豊前國替」として他国筑後守護に補任したのも、実はこの事情によろう。当國もその例にもれず、先述のように、このころ宮方の守護少弐頼尚・国司五条良遠が実質的に支配していた。

## 五 少弐頼澄

一三六〇年代に入ると、八幡善法寺文書(一四四)<sup>(1)</sup> 正平廿一年潤九月廿三日 征西將軍宮令旨案に「守護人頼澄押妨地事」「次守護代武尚達

乱事」等とみえる。從来、當時の宮方豊前國守護が少式頼澄（頼尚の子息）であることは確認されてきたが、その守護代については全く指摘されていなかった。この「守護代武尚」は、肥後清源寺文書の八月廿九日「肥後守武光」寄進状（「豊後国大坪村<sup>号松</sup>事、舍弟筑前守武尚、為恩賞配分宛行之候訖」云々）や、正平九年四月四日「菊池筑前守武尚」寄進状（肥後國玉名西郷大野別符中村内高瀬清源寺敷地→清源寺）にみえるように、とにかく九州宮方勢力で最大の武士菊池武光（本拠肥後守<sup>守</sup>、守護兼常<sup>國</sup>）の弟で、所領を肥後・豊後に有ち、また肥後清源寺（<sup>臨濟宗聖一派</sup>）の開基となつた人物でもある。

少式氏管國の守護代は概して譜代被官か一族であるが、この武尚の場合は全く違う。

さて、ここで守護頼澄の豊前関係授受文書を集めてみると、次のようないものがこつていてる。

② 正平十六年十月十八日 征西將軍宮懷良親王令旨案（八幡宇佐弥勒寺領豊前國畠原下崎莊・大野井莊・菊丸保につき「止田中藏人并国衙妨、所被返付寺家也」此上者、令開門寺院、可從神事仏会之旨、可被相触寺家也）→「大宰少式」（八幡善法寺文書）

当時、弥勒寺領への「押妨」に対して、宇佐宮も一体となつて（弥勒寺は宇佐宮の神宮寺<sup>この両者の歴史的関係は、中野前掲書下五四六七〇頁参照</sup>盛んに「神輿動坐」という手段をとつてゐる。ここに征西府は、右のような寺領の返付・進行を条件に、「帰坐」「開門寺院」して神事仏会に専念するよう寺家・神官に命じたのである（同294）。

⑥ 正平十六年十月廿二日 「頼澄」施行状案（右②文書の施行）→「守<sup>菊</sup>護代」（同294）  
⑤ 正平十六年十一月十七日 「大宰少式藤原頼澄」拳状案（豊前國宇佐郡香志田内重の所領香志田村田畠山野等地頭職安堵申請を挙達）→「御奉行所」（永弘文書）  
④ 正平十六年十一月廿五日 「□□□」施行状（正平十三年四月廿四日

裁断」（征西將軍宮令旨ならんに任せて、豊前國野仲郷米丸四段等を八幡宇佐宮権惣<sup>下毛郡</sup>

検校内重に遵行）→「守護代」（出光佐三氏文書）

⑤ 正平十七年五月廿三日 征西將軍宮令旨（建武元年四月十五日宣旨）<sup>香志田</sup>（大樂寺文書）に任せて、大樂寺領豊前國上毛郡節丸名已下散在田地

等の「止方々妨」め、寺家へ遵行）→「大宰少式」（同294）

① 正平十八年五月廿三日 征西將軍宮令旨（右論所につき「先度被仰之處、猶不道行」云々。垂水宮内大夫入道らの「違乱」停止と寺家への遵行）（同3）

⑧ 正平十八年五月廿六日 「頼澄」施行状（右①文書の施行）→「守護代」（同294）

④ 正平廿年四月廿九日 征西將軍宮令旨（大樂寺領<sup>下毛郡野仲郷</sup>大）において「守護使于今令押妨、不避退」につき、同所を木葉頼員へ遵行）→「大宰少式」（同294）

以上、正平十六（一三六一）年十月より廿年四月のもの八通で、征西府を頂点とした守護頼澄・守護代武尚といふ命令下達、内容は主に遵行である。「表2」に分類してみた。書下など、頼澄が自らの意志で下した文書はのこらない。また軍事指揮関係文書もみえない（後出注）。

この正平十六年といえど、八月の懷良親王の大宰府→博多入りで、いよいよ征西府の黄金時代が始まる。当時の少式氏は、冬資は武家方、弟頼澄は宮方と、兄弟同士で分裂し、同時にそれぞれ「大宰少式」を称していた（<sup>同294</sup>）。頼澄はまた、この正平十六年八月、大宰府「執行」を兼ねて大宰府序下文を発しており（<sup>書二六四号</sup>）、大宰府機構を支配していたといえよう。さらにはこのころ、少式氏譜代被官饗庭氏の一人「沙弥道哲」が、

| 〈授〉    | 〈受〉 |
|--------|-----|
| 施行状    | 遵行  |
| 神事仏会興行 | ④⑤⑥ |
| 举状     | ④⑤⑥ |
| (c)    |     |

征西府の「奉行」となり、征西將軍宮令旨の奉者としてみえる（肥後國）。ここに、少式頼澄を媒介に、征西府機構と從来の大宰府機構とは結託したと、図式化できよう。征西府を頂点とした九州宮方守護には少式頼澄と菊池武光とを検出できるが、さらにいえば、前者が遵行など所務面、後者武光がこれに加えて特に軍事面を担つたと、類型化もできよう。

ともかくこういう頼澄だが、実は、彼と大宰府所在国たる筑前国との関係は殆ど見出せない。<sup>(注8)</sup>当時の筑前は、兄冬資が守護であり、在地勢力も概ね武家方、しかも特に中央幕府と直結する傾向にあつた。頼澄は、これを補うべく、隣国豊前に進出したのではないか。ここは、つい以前まで、長い間、父頼尚が守護であった。

当時の豊前本地勢力も、発給文書の使用年号「正平」などからして、概ね宮方であった。大宮司宮成公居はじめ神官（權少宮司兼蕃長永弘重）・供僧（權律師盛彦）など宇佐宮勢力、同宮攝末社の社司（輔少宮司兼蕃長永弘重）・供僧（阿闍梨妙秀）など宇佐神宮寺跡勤寺所司、さらに近辺の大樂寺（氏の菩提寺）<sup>(注9)</sup>が宇佐宮内）、また宇佐神宮寺跡勤寺所司、さらには近辺の大樂寺（氏の菩提寺）<sup>(注10)</sup>がそうである（編年大友史料七・八および通覽）。これら宇佐宮近辺、当國南部地域のものだけではない。海上勢力として北端門司閥に拠し、これまで殆ど武家方であつた東國御家人系下総氏（しだいに在地性を増し、このころついに現地名「門司」氏を称し始める）、これも流石に、このころ南・北に分裂し、一族間で門司閥付近に対戦している（門司氏古文書〔門司〕）。

そして、特に動乱期において政治的推移の一画期となるのは合戦だが、この一三六〇年代の当国では、六一〇六年の門司閥など規矩郡所々、六七年の香春岳城における、少式冬資軍と征西府・菊池武光側との合戦がみられる。征西府側は、特に冬資の拠する香春岳城攻略に際して、一時、所務沙汰を休止している（八幡善法寺文書）。肥前国人を動員して、ついに陥落させた。これらも、他の九州諸国における合戦に比べれば、その規模は寧ろ小さかった。

さて前掲の頼澄授受文書にみえる論所は、主に弥勒寺領（③⑤）と大樂寺領（④⑥）であるが、注目すべきは前者の方である。

先述のように、弥勒寺領大野井莊に対して守護少式頼尚—守護代西郷頴景の「押妨」がみられたため、これら「寺社領悉被返付宮寺」べく、正平十三（一二五八年）、征西府としては「國司」五条良遠を当國豊前に派遣した。ところが、これら弥勒寺領莊保において、同十六年になると前人（武尚）の「押妨」がみられる（同）。この「宮方給人」とは征西府構成員の活動を指しており、次の史料（同）にその様相の一端が示されている。

〔可沙汰付 弥勒寺領注文〕<sup>(注11)</sup> 正平廿二廿一  
〔正平廿二廿一〕<sup>(注12)</sup> 奉行人高辻将監入道々准  
〔裏〕<sup>(注13)</sup> 注進

宇佐弥勒寺領豊前國庄保事

一御所御手知行分

弘山莊 平周防守并菊池武光從人荒瀬幸明

大野井莊 熊皮跡 久木原忠光

畠原下崎莊 新田々中藏人屋山保 典厩御手

菖野莊 大藏一家并林原出定 自余略之

右且注進如件

〔別符〕  
〔正平廿二廿一〕  
〔市史三十四・三五頁〕  
〔門司氏古文書〔門司〕〕

種此

政朝請文略之

」

先ず「御所御手知行分」とは、「御所」がいうまでもなく征西將軍宮府（征西府）を指すから、「宮方給人」分に当たる（同）。弘山莊は、弥勒寺と同じく宇佐郡に所在するが、守護代武尚の兄で「御所」にとつて軍事力の中核、菊池武光の「徒人」が知行している。弘山莊以外の莊保、ここにみえる大野井莊・畠原下崎莊・菖野莊・屋山保はいずれも豊前中部京都郡（宮跡勒寺領）<sup>(注14)</sup>（一七号）<sup>(注15)</sup>、<sup>(注16)</sup> 豊前國建久園田帳宇佐<sup>(注17)</sup>、即ち国衙に近接した地域である。これらにおける「典厩御手」とは、「典厩」<sup>(注18)</sup>左馬権頭<sup>(注19)</sup>五条良遠（國司）と比定でき、将に先の「國衙妨」に対応しよう。軍事力を誇る菊池氏勢力が、弘山莊、即ち弥勒寺膝下たる宇佐郡に食い込んだの

に対し、「国司」たる五条氏勢力の方は、そこから適当に離れた、当國「国衛」近辺の「庄保」に進出している。とにかく当時の豊前には、国司<sup>II</sup>五条良遠、守護<sup>II</sup>少弐頼澄、守護代<sup>II</sup>菊池武尚と、征西府・宮方の中心メンバーが派遣されている。彼らは、遵行・寺領返付など公的任務のために派遣されたにかかわらず、以上のように、却て弥勒寺領へ押妨している。弥勒寺所司等のいうには「近年属于御所御手人々、出少分土貢、令抑留莫太之神事仏会料足」であった。<sup>(同)</sup>そこで征西府としては、特にこれら「弥勒寺領豊前国庄保」の「沙汰付」<sup>II</sup>遵行について、従来の守護頼澄—守護代武尚ラインをやめて、正平十八年四月以降は直接使節宛に命じている。勿論のことであろう。彼ら使節（野仲郷司政道、久下本光、別符種此、山田政朝<sup>II</sup>）いずれも当国人（も、これに応じて、その都度「請文」を提出した<sup>(八幡善法寺文書)</sup>）。前掲「可沙汰付弥勒寺領注文」<sup>(別符)</sup>（山田<sup>一四二号</sup>）の奥にみえる「種此・政朝請文」も、その一端である。然しこれも、征西府にとつては極めて矛盾した行動といえ、当然、実効性もなかつた。もし「止給人等押妨、悉沙汰付下地於寺家」<sup>(同)</sup>が実現されれば、征西府自身、その存立が困難となろう。

そもそも征西府は、懷良親王・五条氏という外来系「斜陽公家」を中心とした機構で、その財政面は初めから脆弱であった。顧れば、征西府が、五条氏・少弐氏・菊池氏というその中心メンバーを宇佐宮・弥勒寺の所在国たる豊前の要職に配置したことは、実は始めから同寺宮への進出を目指したもので、財政面での脆弱性を補填すべくとったハケ口の一つともいえよう。従つて当國に派遣された彼らが、遵行など公権をテコに、在地でしだいに私権を拡大していく傾向にあつたことは当然である。押妨行為は将にその過程を示す。想像を逞しくすれば、征西府としては、当國を直轄国にもつていく意図があつたのかも知れない。

これまで、征西府勢力の宇佐弥勒寺領への進出、さらに九州管内における所領獲得の運動についての指摘はなかつた。もし戦前に『八幡善法寺文書』が紹介され、斯様に征西府機構—押妨行為の事実がわかつたと

したら、いわゆる皇国史觀ではいかなる解釈・評価が施されたか、聊か興味も湧く。

さて（征西府）守護頼澄—守護代武尚ラインによる遵行行為は、正平十八年以降、前述のように特に弥勒寺領に対してはなされなくなつたが、当國でも他の所領についてはやはり続いている（前掲①<sup>1</sup>～④<sup>4</sup>文書）。然し、実はまたこの時期、宇佐大槻寺領において「守護使」の押妨がみえる（⑥文書）。

宇佐勢力にとつては、こういう情況が続いた。然しこの時期の彼らは、先述のように、「正平」年号を使用し続け、ずっと宮方であった。決して武家方に転ぶことなく。ただ先にみた香春岳城合戦など、この時期の豊前国内合戦で、征西府—菊池氏の指揮下に肥前国人が動員されているが（深堀家文書三<sup>二</sup>八号<sup>5</sup>、島文書六号<sup>6</sup>、有馬文書<sup>7</sup>）、国内、特に宇佐宮勢力の動きは見当たらない。

或いはこの辺に、征西府と宇佐勢力、相互間の限界があるのか。

頼澄も、豊前との関係は正平二十年（前掲④文書）を最後にみえなくなる。右の香春岳合戦は二十一年のこと、勿論、それへの対応はわからない。彼は、やがて九州探題今川了俊の下向後、永和四（一三七八）年十一月に没したらしい（光淨寺文書八二号）。

## 六 今川氏

一三六〇年代の当國は、以上のように宮方が優勢で、幕府方守護もみえなかつたが、応安四（一三七一）年、九州探題今川了俊（貞世）の下向によって、当地方の政治情勢も一変する。了俊の九州入り後、豊前関係の合戦として挙ぐべきものは、当初の応安七年、先に五〇年代に当國守護であつた守綱と思われる、「宇都宮常陸入道」が本拠で起きた「豊前城井合戦」くらいである。了俊は、これに、九州「渡海」時から供奉した中國地方西部の国人（安芸長井貞広<sup>8</sup>（萩原閑鑑卷<sup>9</sup>）や竹田津氏<sup>10</sup>（竹田津文書<sup>11</sup>）・広瀬氏<sup>12</sup>（工藤隆弘文書<sup>13</sup>））などを動員し、弟氏兼（霜

台」」「彈正少弼」を「大將」として現地指揮に当たらせている。この落居によつて、当國も概ね了俊の支配下に帰した。

これと相俟つて、永和三（一二三七七）年の相良前頼代成恒種仲申状（豊前国上毛郡成恒内末光名内田地・屋敷につき、別符種郷違乱の停止を申請）に「九月九日探題御内書并応安八年正月廿六日其時之守護霜台御遵行・同年二月十九日御使節上毛小太郎満忠打渡請文等明鏡也」（成恒一卷五号）また応永五（九八）年潤四月宇佐宮神官等申状に「先年今河霜台当國守護職之時分」（到津文書八五号など）とあつて、在地勢力が、応安八（七五）年ころの当國守護を「今河霜台」、即ち右の氏兼とみてある。氏兼の当國守護としての活動を示す史料は、直接授受文書など他にはのこらないが、右の実情で十分に裏付けられよう。氏兼は、探題了俊とともに九州に下向し、その指揮下に、間もなく豊前国守護として遵行（「打渡」）。探題了俊→守護氏兼→使節および軍事指揮を行なつていた。

そして、実は当國豊前も了俊の「分国」、即ち探題兼補國だつたといえる。この了俊→氏兼の関係は、下つて一三八〇年代のことだが、日向国についてもみられる。爾寢文書二月十八日了俊書状に「日向国○中今ハ愚身の分国ニ定候了、○中日州の事ハ弾正少弼ニ申付候了、近日可入部也」（一二一四、<sup>〔二〕</sup>即ち日向国は了俊の「分国」になつたが、同国は遠隔地のため、実際の經營には弟氏兼を「入部」に派遣させて当たらせると。了俊自身は、探題府所在地筑前において、また肥後国についても同様で、九州入り間もない応安七年「探題の分国になされ候て拝領」（阿蘇家文書下一七四四頁）した同国に、弟仲秋を「守護」として派遣、軍事指揮等に当たらせている（文書一七七号）。このような諸国は、「分国」主（了俊）→「守護」（一族）という関係だが、中央幕府との関係において、その守護はあくまで分國主たる探題了俊自身である。即ちこれら諸国に關する幕命は、了俊が受けるのであり、直接かれら、「守護」なる一族が受けた例は全くみえない。探題分国たる由縁である。

ところで、今川了俊→氏兼の当國支配、この豊前が探題分国という状

況は七〇年代で終わつた。八〇年代に入ると、了俊はなお探題在任中でありながら、当國守護には大内義弘がなつたと思われる。この点は、後に改めてみると、ここで、探題了俊と当國との関係で注目すべきもの、宇佐宮への関与について触れておこう。それは、大宮司職補任と造営の面であつた。了俊の九州下向間もない応安六（一二三七三）年十月、北朝（綸旨）は宇佐公範を大宮司に補任しているが、これは了俊の吹舉によるものであつた（<sup>〔一〕</sup>恩賜記応安六）。即ち「九州探題今河伊予入道了俊」は、これまでの大宮司公居を「御敵与同」によつて解任し、代わりにそ北朝（綸旨）は宇佐公範を大宮司に補任しているが、これは了俊の吹舉によるものであつた（<sup>〔一〕</sup>恩賜記応安六）。即ち「九州探題今河伊予入道了俊」は、これまでの大宮司公居を「御敵与同」によつて解任し、代わりにそ北朝（綸旨）は宇佐公範を大宮司に補任しているが、これは了俊の吹舉によるものであつた（<sup>〔一〕</sup>恩賜記応安六）。即ち「九州探題今河伊予入道了俊」は、これまでの大宮司公居を「御敵与同」によつて解任し、代わりにそ

の甥公範（<sup>〔二〕</sup>子息）を幕府・北朝側へ「举申」している（<sup>〔三〕</sup>日条）。つぎに宇佐宮造営の面である。動乱最末期の明徳元（九〇）年、下宮御炊殿造替に関与した了俊がみえる（勿論、仮殿造営はこれ以前の至徳三〇八六に着手）。下宮は宇佐宮の經濟関係事務を統轄するところでの甥公範（<sup>〔二〕</sup>子息）を幕府・北朝側へ「举申」している（<sup>〔三〕</sup>日条）。その中心が御炊殿（<sup>〔四〕</sup>中野氏執筆<sup>〔五〕</sup>永弘文書）である。この造替に修造は、その必要性を説く「社家申請」（<sup>〔六〕</sup>成文書）、「きやうとニそらもん」に始まり、将军家（<sup>〔七〕</sup>御教書）<sup>〔八〕</sup>が「九州探題」宛に下され、「たんたいの御はからい」として実施された（<sup>〔九〕</sup>永弘文書一四二・四〇）。そしてこの修造には「豊前國神領殿別錢」が充てられ、これを、探題了俊がときの当國守護大内義弘（<sup>〔一〕</sup>守護代）に催促させた（後出<sup>〔二〕</sup>文書）。この「難波」者は「点置下地」して「修理料所」に付すといふ、強制条件を付けて。また了俊は、現地に「奉行人」として「御内」岩部宗宣を「在宮」させ（<sup>〔三〕</sup>益永文書一九四二・四〇・四）、斯様に、了俊は九州在任期間を通じてずっと宇佐宮に閑与していた。この点、殆ど分析されていないが（<sup>〔四〕</sup>なお中世宇佐宮の活動は、外山幹大「宇佐宮の職人とそ」、<sup>〔五〕</sup>大分県地方史三六・三七参照）、とにかく、動乱期、それまで豊前と関係をもつた他の権力者、鎮西管領一色氏や守護少弐氏などにはみえないことである。

ただこの了俊には、当国内の宇佐宮関係所領へ進出した形跡は見当たらない。筑前安楽寺天満宮領に対する場合とは異なる。既に指摘

したように同寺宮領には、特に半濟を契機に深く入り込んで、強固に掌握、九州における領国形成の基点とした。彼の宇佐宮との関係は、あくまで中央幕府の指令に基づく一宮・官社への関与で、肥前一宮河上社に対する場合と同様といえよう。勿論、了俊はこれら職権をテコにして宇佐宮からの権益を求めていたであろうが。宇佐宮への関与は、いわば彼の探題的側面の行動であった。それは、彼の探題在任中を通してのことである。当國豊前の探題分国時代が終わってからも続いていたことだし。

## 七 大内義弘

さて、了俊の探題期間中のこと、一二八〇年代に入ると、当國に対して大内義弘の権限・活動がみえる。

大内氏は、元来、周防国の有力在庁官人だが、動乱初期以来、同國守護職を世襲、中期には、西隣、本州の西端長門国の守護職を獲得した。さらに動乱後期、義弘は、探題了俊の九州下向に際して大いに援助したため、関門海峡を渡って、対岸当國豊前の守護を得たといえよう。大内氏として、初めて九州の地に正式な権益を得た訳である。

大内氏の豊前国支配については、既に松岡久人氏（廣島大學文學部）による研究など（稻本豊喜「戦国的權力編成の成立」日本史研究二三一、二〇八）、あるが、これら諸論稿の重きは両朝合一後にあって、義弘の守護就任時期、当國支配の実態等についてはなお不明確な点も多い。

義弘の豊前守護職補任の時期は、從来、応安七（一二七四）年と伝えられているそうだが（松岡・村上前、鶴詮文・村上前）、私は、実はそうではなく、次に示す実際の徵証からして一二八〇年のころと考えたい。そもそも応安七年は、了俊下向間もないことで、將に先に述べた探題分国（了俊一氏兼）の初期である。

義弘自身による、豊前国関係直接授受文書を列挙してみよう。

- (1) 康暦二年三月十三日 「左京權大夫」書下案（豊前國天雨田莊公文  
（伊豫郡））  
職の安堵）→安東弥次郎（本間）

④ 永徳元年四月廿一日 今川了俊書下写（「武家御教書」幕府御教書津文書七号四四）

任せて、宇佐宮一円神領につき前大宮司公居等の「押妨」停止と、そ

の大宮司公行への遵行）→「大内左京權大夫」（出光佐三氏）

至徳三年四月十七日 「左京權大夫多々良義弘朝臣」寄進状案（豊前國規矩郡大野莊内士貢式百石、「六斎沐浴料所」として）→東福寺

（古文書錄乾）  
内閣文庫所蔵）

実は義弘は、これより早く、寄進した旨を將軍側に「申請」して

いる。数日前の四月十一日付、これに対応する足利義満御判寄進状が

のこり、それに「任大内左京權大夫義弘朝臣申請」とみえる（前田家所蔵文書四古蹟）

（文書）

因みに斯様な「任某人申請」なる文言は、南北朝中期以降、特に五山系禅院宛の將軍あるいは関東公方寄進状において広くみかける。この文言を有ち、このように二段階の寄進状をとることは、當時特有の形態ともいえよう。勿論、これには政治的諸関係も絡んでいる訳で、その考証等は改めて示したいが、要するに、守護・幕府奉行人らが所領を官寺五山系寺院宛に寄進する場合は（若干、他の寺社）、その旨を前以て幕府（或いは鎌倉府）へ申請する必要があった。そこで承認されて、改めて寄進行為がなされる（右の文書の文中に「既申成御判之間」とある）。從来、注目されていない点だが、こう解されよう。

⑤ 至徳三年四月廿五日 「左京權大夫」施行状案（「本所御下知并探題成敗」（益永内輔））

→「本所御下知」とは明らかに閑白近衛家御教書であり（（益永内輔））

「本所御下知」とは明らかに閑白近衛家御教書であり（（益永内輔））

先に建武新政期に廢せられた宇佐宮と本家近衛家の関係が、この一三八〇代に入り、復活している。また室町期、「大宮司未補」の際は、政所惣檢校益永氏がこれに代わって仏神事（放生会などの宗教儀礼）を興行することになっていた（（益永家職掌記文序三二・三））。

至徳三年十一月廿五日 今川了俊奉書（豊前國下毛郡福永名屋名に

つき、「違乱」停止と、宇佐宮御馬所権検校幸茂への遵行)→「大内左

京権大夫」(湯屋文書)

なおここで、義弘自身、当事者(「違乱」人)と思え、末尾に「若

有子細者、可被注申」なる但書<sup>(注13)</sup>が付されている。後出(タ)文書にもこの

文言がみえ、押妨人は義弘の「被官人」。

④ 至徳四年三月五日 今川了俊奉書(八幡宇佐宮下宮御炊殿御造営

之事、以豊前國神領段別錢可有修造)。催促に背き「難渋」の輩は

「点置下地」して「修理料所」に付すべし)→「大内左京権大夫」(益永家

<sup>(注14)</sup>

⑤ (至徳四年) 四月十四日 「義弘」書状案(右の文書と同旨。書止か

らは書状だが、実質は施行状)→「陶尾張守」(益永文)

<sup>(注15)</sup> (書三)

陶氏は、いうまでもなく大内氏被官、ときの豊前守護代であろう。

先述したが、ここに、宇佐下宮造営段別錢は探題了俊の指揮下に守護

義弘(→守護代)に催促されている。

⑥ (嘉慶二年カ) 三月五日 今川了俊書状案(宇佐下宮御炊殿朽損之

間、以神領段別錢可有造営之由、任社家申請被仰候、嚴密道行候之

様、御計ニ付、可目出候)→「大内殿」(宮成文)

内容的に、右(+)文書と一連。

⑦ 明徳元年五月十日 「左京権大夫」寄進状(豊前国久保荘内童田、

「二月会舞童料所」として)→興隆寺(文書)

明徳元年九月十七日 大内義弘書下写(豊前国京都郡豆福丸代官

職、大野井莊代官職の宛行)→杉備中守(研究一六、田村哲氏紹介)

⑨ 明徳元年十月十六日 大内義弘書下写(豊前国宇佐郡院内、副越中

守知行分の宛行)→杉備中守(同)

⑩ 明徳二年十一月十三日 幕府御教書案写(豊前国門司開卷・高崎

村・到津荘等を麻生義資に遵行)→「大内左衛門権大夫」(麻生文書)

⑪ 明徳三年八月三日 「從四位左京権大夫多々良朝臣」寄進状(豊前

国規矩郡吉田郷内参分老(津村丹後守、「当山舞童料所」として)→水上山

衆徒(興隆寺)

③ (応永四年) 四月十一日 「義弘」書状案(当社造営事、社官談合

候、委可承候、依時宜可相計)→「佐佐宮大宮司」(劉津文書)

④ 応永六年六月五日 浅川満頼書下(豊前國副田莊を、「被官人」押

妨につき、嶋津久哲に遵行)→「大内左京権大夫入道」(島津家文書)

⑤ 応永六年三月三日 大内義弘書下(豊前國上毛郡今吉名内桙巖寺免

田畠等の安堵)→祖靈藏主(新田文)

⑥ (年未詳) 三月十七日 今川了俊書状(豊前國伊方井元永を宇都宮

小法師丸に「返付」すべし)→「大内左京大夫」(佐田文)

以上、一八通ほどになり、康暦一(一二三八〇)~応永六(九九)年と

二十年間に亘る。「表3」のように分類してみた。ここに、義弘は、当

時の豊前守護とみることができよう。

さて彼の受給文書をみると、初め一二三八〇年代はいづれも探題今川了俊からのもので(①②③④)、直接中央幕府のものは一二三九〇年代に入つてから僅か一通である(⑨)。一二三八〇年代の武家方による当国支配は、遵行面にしろ、段錢催促にしろ、幕府→探題了俊→守護義弘、つまり必ず探題経由でなされた(注16)。翻つて

南九州の島津氏管國(薩摩)でも、

国人の安堵・訴訟・軍事指揮に

関する手続が、守護島津氏拝状

→探題了俊拝状→幕府といふ順

でなされている(前編旧記録)。探題

了俊が九州下向後、しばらくの間は、在来系九州守護が直接中

央幕府から公的文書を受けた例

はのこらない。ところが一二三八〇年代半ばになると、至徳元

| <授> |     | <受>  |    |
|-----|-----|------|----|
| 書   | 下   | 施    | 造  |
| 宛   | 寄   | 行    | 宮  |
| 状   | 宛   | 行    | 段  |
| (ト) | (リ) | (ヘリ) | 錢  |
|     | (ル) | (ル)  | 催促 |
|     |     |      | 状  |
|     |     |      | 行  |
|     |     |      | 狀  |
|     |     |      | 狀  |

[表3]

(八四) 年の日向国の例にみえるように(天竜寺重、書目録甲)、「沙汰付」<sup>二</sup>遵行命令の幕府御教書が直接守護<sup>（ときの日向守護は大友親世）</sup>に宛てられる傾向に及んだ。当国豊前の場合、少しは遅れるが、前掲の文書<sup>一</sup>明徳二年の段階で確かめられる。この明徳二年、了俊はなお探題在任中である。この傾向は、了俊の事情はともかくとして、在来系守護の領国制進展に対応していよう。筑

前國の場合のように、了俊が、一旦、七〇年代に在来系<sup>二</sup>少弐氏から奪つた守護職を、八〇年代半ばに戻した例もみえる。或いは、探題分国化を抑えるべく、幕府が積極的に、了俊の有つ守護職を解任したのかもしれない。

つぎに、豊前における義弘の経済的基礎の一端、所領問題である。彼は、京都郡<sup>（<sup>一</sup>）</sup>・規矩郡<sup>（<sup>二</sup>）</sup>と、いう当国北部、つまり本拠に近接した地域を京都五山東福寺や寺周防興隆寺に寄進したり、被官・奉行人杉氏にそこの「代官職」を宛行っている(特にこの重明は、のち應永の乱にも参加、堺で幕府軍と激闘、討死した<sup>（松岡『大内義弘』）</sup>)。杉氏は、やがて大内氏の豊前守護代を世襲していく。また<sup>（下毛）</sup>・<sup>（田河郡）</sup>のよう、義弘自身が当事者（論人）であった場合もみえるが、これは、彼が南下して宇佐宮勢力圏へ接近、領国形成を進めていく過程を示していよう。

義弘の財政には、勿論、对外関係、とりわけ日鮮貿易の面もある。本

国に加えて当国豊前を得、また明徳の乱で畿南和泉や紀伊の守護職を得たことは、瀬戸内海の東西両端を掌握した訳で、畿内（和泉界）—瀬戸

内海—関門海峡—半島という海上ルートを想定できよう。

さらに義弘の豊前支配上の特色として、本国周防と同様、早く奉行人

機構をおき、安堵<sup>（平野）</sup>・遵行<sup>（和布刈神）</sup>・宇佐宮神領に対する十分一錢免除<sup>（到津文書）</sup>など<sup>（益永家職掌証）</sup>諸種の内容をもつ、奉行人連署奉書を発したこと

を挙げられよう。當時、在來の九州守護家では、なお守護代が主で、奉

行人機構は殆どみえない。この点、以後の九州大名家に与えた影響は大きくなる。

義弘は、畿内<sup>一</sup>九州という、瀬戸内海を囲む西国六カ国の守護職を獲

得していたが、右の文書と同年、応永六年にいわゆる応永の乱となり、年末ついに和泉界で敗死した。然し、以後、大内氏の北九州進出に正統な契機をつくった意義は大きい。

## 八 むすび

以上の考察で得た若干の印象を、ここに示して、むすびとしたい。

一、当国豊前支配においても、曾てみた筑前・肥後と同様、守護少弐頼尚側と鎮西管領一色氏との関係は全くみえない。この点、大友氏・島

津氏など、当時の、他の九州守護管国の場合と異なる。

二、動乱中期、九州宮方隆盛期に、征西府はその中心メンバーを当国の要職として派遣した（国司<sup>一</sup>五条氏、守護<sup>二</sup>少弐氏、守護<sup>三</sup>菊池氏）。これは、名目上は遵行権など公的側面であろうが、初めからその脆弱な財政を補充する意図を有っていたのではないか。事実、彼らの弥勒寺領に対する執拗な押妨行為に表われている。これまで殆ど明らかにされていなかつた、このよう、九州宮方権力の在地に対する実態を暴露できることは嬉しい。

三、宇佐大宮司家は、古来、鎮西一円に権威を有つてゐる筈だが、この

動乱期を通じても、その具体的な軍事力、"守護職"獲得への志向性はみえない。守護補任の事実は勿論、守護職所望の気配も窺えない。

まして領国形成の志向はいわずもがな、建武政権の「本所」停止<sup>二</sup>官

社解放令によって、大宮司家は領国形成の条件が備わったのに、却て

動乱後期には、本家近衛家との関係を復活させた程である。この点、

隣國肥後の一宮阿蘇大宮司の場合は非常に異なる。阿蘇大宮司家

は、動乱期、独自の軍事力を編成し、独自な立場で上級権力にも対応し、ときには守護職を所望し、また幕府側から正式な肥後守護に補任されるなど、領国形成志向は旺盛であった。

成程、宇佐大宮司家は、この動乱期も宇佐宮勢力圏の社家名主層に對しては所領安堵権を發動、"權威"を保つてゐるようである。勢力

囲の中でこのよう状況では、守護職所望など不要なかもしねない。然し、外部の諸勢力が圈内に進出（押妨など）した際、一々、その停止を上級権力に求める必要が出て来る。

四、これまで九州各守護について考証を重ね、数の上では聊か終わりに近付いた。然し、顧れば、暗中模索し試行錯誤の連続であつた。史料蒐集の面はともかくとして、それより、何しろ史料操作・解釈についてその感が強い。再検討して、統一的に叙述しなおす必要がある。

う。

注 1 探題打倒の際に軍事指揮をなしたのは、九州全域の国人に対する少弐貞経・大友貞宗以外では、薩摩に対する島津貞久と、豊前に対するこの高房のみである。

ある他の三名（貞経・筑前・貞宗）と違つて、覆勘状・証判はみえない。

注 2 この申状は、從来、大日本史料など刊本は『土佐国蠶簡集残編』一所収の写本からのみ引用されてきたが、近年、この原本と思われるものの写真が、『第二回西武古書大即売展目録』（昭44・5）に掲載されている。

注 3 この「散位」について、曾て直冬方機構の引付頭人であると指摘したが（肥前國の項）、実名の方は気に懸っていた。九州における「散位」奉書は、一三五一年（貞和七・觀応二）のもの、六通ほどのこる。そして備後淨土寺文書に、同年六月、同形花押を有つ「散位」奉書三通が含まれ、その付箋に「相原左近將監光房」などとある。ところが同じ淨土寺文書に、その二年後、文和二年三月の「散位光房」書状がのこり、この花押が右の「散位」のものは全く異形である。この点で、これまで実名をあてるのを躊躇してきた。此頃、聊か興味をもつて、相原光房（備後有力国人で、康永三）の経歴や周辺の政社会情勢を鑑みていくうちに、「散位」II相原光房としてもよいと思うようになった。

また最近、田辺久子氏（室町幕府禪律方に関する研究）は、右の淨土寺文書の「散位」奉書を素材に、この「散位」を当時の幕府禪律方頭人と推定する方向で、詳論を展開している。「散位」奉書は淨土寺など禪律系寺院の所務沙汰に関与し

ていること、また当時の政治情勢（觀応二年一月、中央における尊氏と直義との和睦。直冬も、これにならない間もなく「貞和七年」にかかる。）などを考慮して。しかし、こう解する必要はない。あくまで「散位」は直冬方機構の引付頭人とみた方がよいのではないか。勿論、九州の「散位」奉書のみでなく、淨土寺文書の奉書も直冬を奉じたものとして。何しろ現存する「散位」奉書は、地域的に限られた西国（北部九州、備後）関係のみで、一方、禪・律寺院以外の所務にも関与している。紙数も尽きかけてるので端折つたが、考証は、いざれ別稿「直冬方引付頭人散位について」で示したい。（鹿児島中世史研究会本報掲載予定）

注 4 この②文書と同日付（無年号）・同型のものが肥前深堀文書（佐賀県史料集成四）にあり、「大日本史料」六編十三にも収載され、觀応元年と年代推定している。

『大分県史料』もそれに倣つたのである。

然し、同僚村井草介氏は、これら

を下つて延文四（一三五九）年、つまり同年八月の筑後太保原合戦（少弐頼尚軍×征西府軍）直前のものと推定される（大日本史料四編二十参考）。

注 5 因みに官途「筑後守」から、この文書は貞和四（一三四八）年八月～延文四（五九）年十一月のものと推定できる。即ち頼尚は、初め「大宰少弐」であつたが、貞和四年八月十日の北朝臨時除目で「筑後守」に任せられ（四年八月十一日条、大日本）、この官途変更は實際の文書上にも表われる（總文書）。

さらに彼は、史料六編十一、延文四年八月（鶴岡寺文書）～同年十一月（益永文書）に、「筑後守」から「前筑後守」（筑後前司）にかわっている。

注 6 筑前德永文書 康永四年二月一日 少弐頼尚施行状（足利直義第）（三条御所炎上の事に

より「筑前・肥後・豊前三ヶ國地頭御家人等、不可馳参由、可被相触」旨、

「去年十二月廿一日御教書」（將軍家執の下達）があつて、當時、頼尚は豊前など三

ヶ国守護として將軍家から明らかに軍勢催促權を委任されている。

注 7 なおこれより早く、動乱初期の建武四年前半、豊前国人宛の「顯康」軍勢催促書下（田口）・同旨の筑前国人宛の「宣遠」書下（佐藤正雄氏）がのこる。「宣遠」は、當時の筑前守護代饗庭氏一族である。この「顯康」も、「顯」を通字とみれば西郷顯景と同族で、顯景の前の、軍事指揮面での豊前守護といえよう。

注 8 筑前深江文書 正平子四年八月日 筑前國深江種重軍忠状に対する頼澄証判。これが、頼澄と筑前国人との関係、また全九州についても彼の軍事指揮面を示す唯一のものである。この深江文書は全て写しのため、不明瞭な個

所もままある。

注 9 この「奉行人」高辻道准は、勿論、征西府の奉行人で、当時、征西將軍官令旨の奉者「道准」としてみえる(西高辻文書三、青方)。

注 10 この城井合戦において特に田原氏能の活躍は顯著で、ために彼は、今川了俊から感状を受けるとともに、「筑後国竹野庄内東郷・山本郷<sub>宇都宮常陸前守綱跡地頭職</sub>」を得ている。氏能は、永和四(一三七八)年七月、これを子息親貞に譲りし、翌康暦元年、將軍家から安堵される(入江文書)。この地は、曾て文和三(五四)年九月、將軍家が守綱に「豊前國延勝寺今富庄」などとともに勳功賞として宛行つたところで(宇都宮文)。先述のように、守綱は、同年、当國豊前國守護にも補任された。

注 11 この了俊書状は、年未詳だが、もっと前部分から引用すれば「日向事、伊東・土持一同ニ大友守護人の事を不用申候ほどニ略中守護職事比人々申候ニ付て、大友ニ申談候へハ為天下候にて上表申され候間、今ハ愚身の分國に定候了○中日州の事ハ彈正少弼ニ申付候了、近日可入部也」とみえる。即ち、日向の二大国人伊東・土持両氏は当時の守護大友氏に仕えず、彼ら自ら「守護職」をも所望したため、大友氏は当職を「上表」し、以後当國は了俊の「分國」になつたと云々。大友氏の当主は親世で、事実、彼は至徳元(一三八四)年当時の日向國守護である(天竜寺重書目録甲、拙稿「昌山義深・一色範親・鹿児島中世史研究会報三五)から、文中にみえる今川氏兼の日向「入部」も、この了俊書状も、右至徳元年以降と推定できよう。

注 12 念のために、○文書に対応する義満御判寄進状の全文は次の通り(田家所蔵文書四古)。

(臘文徵)

〔寄進 東福寺〕

豊前國規矩郡大野庄内土貢武百石事

右、為沐浴料所、任大内左京權大夫義弘朝臣申請、可令為當寺領之狀如件、

至徳三年四月十一日

(是利義滿)

(公家様)

左大臣源朝臣

(花押)

また義弘は、この○文書と全く同じ時点、本拠周防国内の所領(玖珂莊組生武百石)を京五山天竜寺に寄進、それぞれ同日付、同様の様式・文言を有つ文書(將軍義満御判寄進状(義弘寄進状)をのこしている(天竜寺重書目録甲)。

注 13 この但書は、論人としても知行の由緒があれば異議を申立てよとの意で、

「沙汰付」命令文書における解除条件の特記である。石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』五三五頁、同『日本不動産占有論』一三四・一五五頁参照。

注 14 刊本(大分県史料一〇三貢)では、(明徳元年頃)と推定するが、文言の一致などから○文書の施行とみて、こうした方がよからう。

注 15 その他、年号欠で、花押の形の点で聊か疑点がのこる、義弘—豊前關係文書がある。念のために、次に目録のみ掲げよう。

○(年未詳)六月廿日「義弘」書状(感状)→宇津宮小法師(佐田文)(親系)

○□月廿日「散位義弘」卷数返事→宇佐学頭美作僧都(内文平氏所藏修齋古文書、竹)

○(年未詳)正月十八日「了俊」書状→大内殿(益永文)

注 16 なお大内義弘は、九州以外の管國周防等については、当時も遵行命令などを直接中央幕府から受けている。

例○永徳三年十一月廿五日幕府御教書(周防國仁保莊の「沙汰付」)→「大内(義弘)左京權大夫」(三浦家文)

○至徳三年三月廿一日幕府御教書(周防國岩田保地頭職の「沙汰付」)→「大内左京權大夫」(草野文書上)